

## 大阪府PCB廃棄物処理計画検討委員会設置要綱

### (目的)

第1条 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB特別措置法」という。）第7条の規定に基づき、大阪府域（PCB特別措置法施行令第2条に規定する政令で定める市を除く。）におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB廃棄物」という。）の确实かつ適正な処理に関する計画を策定するため、専門的立場から意見をを得ることを目的として大阪府PCB廃棄物処理計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について検討を行うものとする。

- (1) PCB廃棄物の種類ごとの発生量、保管量及び処分の見込み量に関すること
- (2) PCB廃棄物の确实かつ適正な処理の体制の確保に関すること
- (3) PCB廃棄物の确实かつ適正な処理を推進するために必要な監視、指導その他の措置に関すること
- (4) その他関係地方公共団体との連携等PCB廃棄物の确实かつ適正な処理に関する事項であって必要と認められること

### (組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者のうちから大阪府知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の3月31日とする。

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置くものとする。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

### (委員会)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じ、委員以外の者を会議に出席を求め、意見を聞くことができる。
- 3 委員会は、公開とする。

### (事務局)

第6条 委員会の事務局を、環境農林水産部環境指導室に置く。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

### 附則

この要綱は、平成15年7月22日から施行する。